

○農林水産省告示第八百八十八号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
 七十三号）別表一の付表第四十八の規定に基づき
 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸
 入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、
 バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマン
 ゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を
 次のように定める。

平成十八年六月二十三日

農林水産大臣 中川 昭一

一 植物及び地域

アルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バ
 ンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマン
 ゴウの生果実であつて、インドのうち、インド
 植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地
 区として指定した地域で生産されたものである
 こと。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
 であること。

三 生産地における検査及び証明

(一) インド植物防疫機関により検査され、かつ
 その検査の結果、検疫有害動植物が付着して
 いないことを認め、又は信ずる旨記載されて
 いるインド植物防疫機関が発行した植物検査
 証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
 が特記されていること。

ア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以
 下「ミバエ類」という。）に侵されていない
 ものであること。

四 生産地における消毒

イ 四の消毒が行われたものであること。
 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、
 庫内温度を段階的に摂氏五十度以上になるよう
 設定し、生果実の中心温度を摂氏四十七・五度
 とし、その温度以上で二十分間消毒すること。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に行われた
 ことが植物防疫官により確認されること。

六 こん包及びこん包場所

(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入する
 おそれがないと認められる材料によりこん包
 されていること。

七

(一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれ
 がないと認められる場所で行われているこ
 と。
 (二) 各こん包又は束ねたこん包には、インド植
 物防疫機関による封印がなされていること。
 表示
 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実
 の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
 疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
 の表示がなされていること。